

(設置)

第1条 すずかけ台地区の理学院，工学院，物質理工学院，情報理工学院，環境・社会理工学院における，国立大学法人東京工業大学すずかけ台地区安全衛生委員会規則(平成16年規則第60号)，国立大学法人東京工業大学防災規則(平成16年規則第116号)，国立大学法人東京工業大学における化学物質等の管理及び化学物質等の取扱いによる健康障害の防止に関する規則(平成16年規則第117号)及び国立大学法人東京工業大学環境保全規則(平成16年規則第115号)に定める必要な措置を講ずるため，学院等(すずかけ台地区)安全衛生委員会(以下「委員会」という)を置く。

(任務)

第2条 委員会は，職員及び学生の安全並びに教育等を考慮し，安全衛生管理に関する業務を円滑に，かつ，合理的に運営するため，次の各号に掲げる事項について立案・審議する。

- 一 危険防止・健康障害防止
- 二 職員及び学生に対する安全教育
- 三 安全衛生管理状況の点検・指導
- 四 事故・災害発生時の対応・原因解明・再発防止対策
- 五 環境保全
- 六 その他安全衛生に関する事項

(組織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 各学院(生命理工学院を除く。)の副学院長のうちから選出された者 各1人
 - 二 すずかけ台地区における各学院に所属する教員のうちから，学院長の合議により選出された者 11人程度
 - 三 学院等(すずかけ台地区)における安全管理者
 - 四 学院等(すずかけ台地区)における衛生管理者
 - 五 学院等(すずかけ台地区)における安全衛生管理者補佐
 - 六 すずかけ台工学院事務グループ長
- 2 前項第2号の委員の選出に当たっては，各学院に所属する教員の教育研究分野及び居室の配置を考慮するものとする。

(任期)

第4条 前条第2号委員の任期は2年とし，重任，再任は妨げない。

(委員会の運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長及び副委員長は委員の互選による。

- 2 委員長は，委員会を招集し，運営する。
- 3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。
- 4 委員長は第2条の立案及び審議の内容を，各学院の長に報告する。
- 5 委員長は，各学院以外の組織に所属する教員の研究室で活動する各学院の学生の安全衛生管理状況を把握するため，次条に定める安全管理室を通じて当該組織との情報共有に努める。

(安全管理室)

第6条 委員会に，第2条各号に掲げる事項を機能的・継続的に実施し，支援するため，学院等(すずかけ台地区)安全管理室(以下「安全管理室」という。)を置く。

- 2 安全管理室の組織及び運営等については，別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要であると認めた場合は，委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会及び安全管理室の庶務は，学院等事務部工学院業務推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は，平成28年12月21日から施行し，平成28年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行後，最初に任期の定めのある委員となる者の任期は，第4条の規定にかかわらず，半数の委員については，平成29年3月31日までとする。

附 則(令2.3.11)

この規程は，令和2年3月11日から施行し，改正後の東京工業大学学院等(すずかけ台地区)安全衛生委員会規程の規定は，令和元年7月1日から適用する。

附 則(令4.3.31)

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

